

「土木学会論文集 F 1 (トンネル工学)特集号」 論文査読要領

(公社) 土木学会 トンネル工学委員会
土木学会論文集 F1 (トンネル工学) 特集号編集小委員会

1. はじめに

土木学会論文集 F1 (トンネル工学) 特集号編集小委員会 (以下、編集小委員会) が編集・発刊する「土木学会論文集 F1 (トンネル工学) 特集号」(以下、論文集) は、山岳トンネル、シールドトンネル、開削トンネル、特殊トンネル (沈埋トンネル、地下空間、推進など) 等の理論・解析・実験、計画・調査、設計、施工、計測、環境・景観、維持管理、施設・設備などを対象とし、トンネル工学の発展に大きく寄与する研究成果、技術成果を論文として発表する場です。したがって、論文集の編集にあたり、編集小委員会では、論文集の水準を保つため、投稿論文の厳正な審査を行い、論文掲載の可否を決定し、必要に応じて著者に原稿の修正を依頼することとしております。

そのため、編集小委員会は、投稿論文 1 編につき、査読員 3 名に査読を依頼し、その個別判定に基づいて、総合判定を行い、掲載可否を決定します。

2. 論文の定義

- ①理論的または実証的な研究であって、論文として評価できるもの、または独創性があり、将来の進展が期待できるもの。
- ②特色ある計画、調査、設計、施工、現場計測、維持管理などについて、将来の進展につながる考察を含み、論文として評価できるもの。
- ③テーマの適合性、新規性、有用性、完成度、信頼度に対して十分評価できるもの。

3. 論文の査読に当たっての留意事項

(1) 『査読報告書』、『修正意見票』の記入方法について

- ・記入の上、WEB 上でアップロードしてください。
- ・「推薦の評価」：土木学会論文賞、土木学会論文奨励賞への推薦に値する論文であると判断された場合、「推薦の評価」の論文賞・論文奨励賞の区分に印を付けるとともに、「コメント」欄にその理由を記述して下さい。複数名の推薦があった場合、編集小委員会の審議を経て、トンネル工学委員長名で次年度の論文賞・論文奨励賞に推薦します。
- ・「修正意見」：修正意見の項目毎に「No.」を付けて下さい。

(2) 評価について

- ・編集小委員会における論文についての考え方 (上記「2. 論文の定義」、および、『査読報告書』1 ページの注意書を参照) をご理解の上、論文を評価して下さい。
- ・論文としての信頼度、完成度があるか、正確に書かれているかも評価して下さい。
- ・形式的な論文の体裁、要領については、『投稿要項』、『投稿の手引き』の範囲内で評価して下さい。
- ・「修正の上掲載可」の判定となった論文は、編集小委員会が著者によって修正された論文を基に、修正が十分であるか確認し、掲載の可否を決定します。したがって、修正事項が多く最終論文に責任が持てない場合は、「掲載不可」の評価の対象となりえます。

- ・平成 26 年度より、「報告であれば採用可」の判定区分は廃止致しました。
- ・「登載不可」の判定となった論文は、著者の同意を得た場合、編集小委員会の判断により「トンネル工学報告集」に登載される場合があります。
- ・同じ内容の論文が他誌に発表されている場合は、「登載不可」の評価の対象となりえます。

(3) 編集小委員会の役割

- ・指摘事項に対する修正の適否の判断は編集小委員会が行います。したがって、修正後の再査読はありません。
- ・「登載可」と判定された論文については、修正の段階で原稿体裁規則の順守を求めます。修正された原稿が体裁規則に違反する場合、体裁不備による「登載不可」とする権利を編集小委員会は持ちます。
- ・最終的な登載可否、指摘事項等は編集小委員会の責任において決定し、編集小委員会名で著者に通知します。したがって、論文毎の査読員の氏名が、著者を含め外部に漏れることはありません。なお、査読して頂いた方の氏名は、トンネル工学研究発表会講演集の査読者一覧に掲載されます。

参考：土木学会論文賞・論文奨励賞の区分

・論文賞

論文賞は、土木学会個人会員（海外の協定協力学会の個人会員は本会員とみなす）であって、原則として土木学会誌、土木学会論文集、その他土木学会の刊行物に研究、計画、設計、施工、考案などに関する論文を発表し、これが土木工学における学術、技術の進歩に独創的な業績をあげ、顕著な貢献をなしたと認められたものに授与する。

・論文奨励賞

論文奨励賞は、土木学会個人会員（海外の協定協力学会の個人会員は本会員とみなす）であって、原則として土木学会誌、土木学会論文集、その他土木学会の刊行物に研究、計画、設計、施工、考案などに関する論文を発表し寄与し、これが土木工学における学術、技術に関する進歩発展に寄与し、独創性と将来性に富むものと認められ、受賞者の年齢が受賞年の4月1日現在で満36歳未満であるものに授与する。

以上